

令和 6 年 5 月 農業委員会議事録

開 催 日：令和 6 年 5 月 2 4 日（金）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 7 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 6年 5月24日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第4号議案 越谷市農政審議会委員の選出について
- 第5号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について
- 第6号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
- 第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時50分

9. 会議の内容

局	長	皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 会議の前に、毎月開催される総会で説明員として出席いたします都市整備部開発指導課職員の紹介をさせていただきます。 開発指導課の田中課長でございます。
課	長	田中でございます。よろしくお願いします。
局	長	以上で職員の紹介を終了いたします。
		それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。
		開会に当たりまして金子会長からご挨拶をお願いします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。 今日の天気予報を見ていましたら、台風1号が発生したということで、今までに比べるとちょっと1号の発生が遅いのだそうです。ただ、沖縄は1週間から10日遅れの入梅に入りまして、今、梅雨前線が沖縄の方にありますけれども、そこに台風が近づきますと、台風は下のほうに行くような、日本列島を離れていくような予想らしいのです。去年の6月2日の夕方、土砂降りになりました。3日に越谷市内でも、至るところで水害がありました。その水害からも早いもので1年がたちます。 今日の予報だと、そこまではいかないのではないかという予想はしていましたが、自然が相手ですので、いつ変化するか分かりません。去年は越谷で300ミリ降ったということで、一部の放水路のポンプが壊れていて稼働しなかったとか、そういう原因も含めて水害が出たというのが去年の6月の下旬です。可能性はゼロではないので、気をつけてといっても大雨には気をつけようがないのですが、そんなこともあり得るということは、心の片隅に置いておいていただければと思います。 長期予報では、6月、7月、8月が平年より気温がやや高いということだそうです。今月も本当は気温が高かったのだけれども、高い日

と低い日の差が激しいので、この先は高くなるとは言っていますが、実際どうなるのか分かりません。この辺も大分田植えが終わってきましたけれども、去年は越谷にはそんなに影響はなかったのですが、暑さのせいなのかカメムシが大量発生したということで、幸手や杉戸の辺では結構カメムシの被害があったそうです。今年も暑いとカメムシが発生するようなことも考えられるので、我々も心配をしております。

南下してくると、越谷も影響が出てくるのではないかという懸念もありますので、要注意をしていただければと思います。

例年梅雨入りは、この辺は6月7日が平年値だそうです。今年は梅雨が例年より遅く中盤に入るのではないかという予報も出ていますが、台風次第では、梅雨入りになってしまうかもしれないという話です。何はともあれ、これから天気も梅雨に入っていきますので、体調には十分気をつけて、今回初めて農業委員になった方は、外回りをこれからしてもらわなくてはいけないので、体調には十分気をつけていただいて、パトロール等をやっていただければと思います。

話まとめませんけれども、冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から1番の三ツ木委員、4番の坂巻委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,197平方メートルです。通作距離は0.8キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。
		続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1,996平方メートルです。通作距離は1.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。
		以上2件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について、推進委員1番の小早川委員、2番について、推進委員4番の林委員よりお願いいたします。
1番推進委員 (小早川委員)		それでは、1番について、小早川委員によりお願いいたします。 1番の件について補足説明します。 5月20日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。
議	長	以上、報告いたします。よろしくお願いします。
4番推進委員 (林委員)		ありがとうございました。 2番について、林委員よりお願いいたします。 2番の件について補足説明いたします。 5月20日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。
議	長	以上、報告いたします。 ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 議 長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の概要ですが、転用目的は工場の敷地拡張（倉庫）です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和33年に市外に本店を置き、鋼製建具の製造を中心に建築金物及び鉄鋼製備品の製造販売業を営む法人です。昭和62年に越谷工場を設立し、営業を続けています。業績も年々伸びてきている中、受注する製品の大型化の傾向が進み、それに伴い資材の大型化による保管場所の不足や工場の作業スペースの問題が生じて、製造や納期に苦慮する事態になっていました。このため工場及び倉庫の増設を計画したところ、工場の隣接土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。 なお、令和5年6月28日付で、工場の敷地拡張として農用地区域から除かれています。 本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの不許可の例外規定による既存の施設の拡張に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 続きまして、2番の概要ですが、転用目的は工場の敷地拡張（倉庫）

です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和39年に市内に本店を置き、主に印刷業及び包装品の製造販売を営む法人です。売上げが年々増加傾向で本社工場でも増産を見込んでおり、資材の納品が増え、現在の工場内の保管スペースでは不足している状態で、新たな保管スペースを計画し土地を探していたところ、申請地は本社に隣接しており、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は祖母の所有する土地で、近くには小学校があり子育ての環境も整っていて、実家にも隣接しておりお互い助け合える場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成15年に市内に本店を置き、主に土木工事の設計、施工を営む法人です。現在業績も順調に伸び、多数の重機等を所有しているため、資材置場に重機を含め資材等を保管していましたが、搬入資材が増え、作業の効率や安全面を考慮し、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は幹線道路にもアクセスがよく、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、十分な居住空間を確保できる住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり子育ての環境も整っており、父の住まいにも程近く、今後お互い何かあったとき助け合える場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、十分な居住空間を確保できる住宅の建築を

議 長

計画し土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり子育ての環境も整っており、祖母の住まいにも程近く、今後お互い何かあったときや将来の介護等お互い助け合える場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は父親が所有する土地で、両親の住宅に隣接し、今後お互い何かあったときや将来の介護等お互い助け合える場所で、所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について小林委員、2番について瀬尾委員、3番について三ツ木委員、4番について白鳥委員にお願いします。5番から7番については、私から説明いたします。

それでは、1番について、小林委員よりお願いいたします。

9 番 委 員
(小林委員)

1番の件について説明します。

5月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は工場敷地の拡張（倉庫）です。東側及び西側には、新設コンクリートブロックを設置し、南側及び北側は既設の駐車場に隣接することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

1 1 番 委 員

2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

2番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)	5月15日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑、転用目的は工場の敷地拡張であります。西側出入口部分及び東側通路部分を除いて、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議ほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。
1 番 委 員	3 番について、三ツ木委員よりお願いいたします。
(三ツ木委員)	3 番の件について説明します。
5 月 15 日 に 現 地 を 確 認 し て お り ま す 。 申 請 地 の 現 況 は 畑 、 転 用 目 的 は 住 宅 で す 。 南 側 出 入 口 部 分 を 除 き 、 周 囲 に コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク を 設 置 す る こ と か ら 、 隣 地 に 被 害 を 及 ぼ す お そ れ は な い と 判 断 い た し ま す 。	5月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしく願いします。
議長	ありがとうございました。
4 番 について、白鳥委員よりお願いいたします。	4 番について、白鳥委員よりお願いいたします。
4 番 の 件 に つ い て 説 明 し ま す 。	4 番の件について説明します。
5 月 14 日 に 現 地 を 確 認 し て お り ま す 。 申 請 地 の 現 況 は 畑 、 転 用 目 的 は 資 材 置 場 で す 。 北 側 の 出 入 口 部 分 と 既 に ブ ロ ッ ク が 設 置 さ れ て い る 箇 所 を 除 き 、 周 囲 に 新 設 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク を 設 置 す る こ と か ら 、 隣 地 に 被 害 を 及 ぼ す お そ れ は な い と 判 断 し ま す 。	5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分と既にブロックが設置されている箇所を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。
以上、報告します。	以上、報告します。
ありがとうございます。	ありがとうございます。
5 番 から 7 番 について、私から説明いたします。	5 番から 7 番について、私から説明いたします。
5 番 の 件 に つ い て 説 明 い た し ま す 。	5 番の件について説明いたします。
5 月 14 日 に 現 地 を 確 認 し て お り ま す 。 申 請 地 の 現 況 は 畑 、 転 用 目 的 は 住 宅 で す 。 南 側 は 出 入 口 部 分 を 除 き 、 周 囲 に コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 及 び 地 先 ブ ロ ッ ク を 設 置 す る こ と か ら 、 隣 地 に 被 害 を 及 ぼ す お そ れ は な い と 判 断 い た し ま す 。 続 き ま し て 、 6 番 の 件 に つ い て 説 明 し ま す 。 同 じ く 5 月 14 日 に 現 地 を 確 認 し て お り ま す 。 申 請 地 の 現 況 は 畑 、 転	5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側は出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 続きまして、6 番の件について説明します。 同じく 5 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転

用目的は住宅です。南側は出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続いて、7番の件について説明いたします。

同じく5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、3件報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員
(田 口 委 員)

3番の田口でございます。4番の資材置場の件につきまして、質問を1つさせていただきたいと思います。

先ほど会長の開会の挨拶のときに、今年の6月に越谷市も雨が大量に降りまして、浸水の箇所がかなり越谷市内も出たということで、これは地球温暖化という観点から、今後も増えるのではないかというふうに思っております。農地としましては、そういう雨水の貯留のほうの一時的な機能というのを兼ね備えているところになっているかと思っています。

今回の4番の資材置場につきましては、面積が3,900平米弱、約4反という大きさのところになっております。相当この部分のところで、雨水の貯留のほうの機能があるのではないかと思います。利用計画図の8ページを見ていただきますと、貯留に関する部分が全く書いていない状態になっております。今回こちらの件につきましては、協議とかそういうのが行われているのかどうなのか、質問させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

開発指導課長

お答えいたします。

農地転用の申請がされる前に、この件につきましては越谷市の河川課というところで、雨水流出抑制施設の設置について協議を行ってお

		ります。条例上、1ヘクタール、500立米を確保するという規定になっておりまして、この開発地につきましては194立方の水を蓄えるという機能を持っております。
		今、田口委員さんのほうから図面的な話が出たのですけれども、御覧いただきまして、出入りが北側のほうからあるのですけれども、そこに計画高という数字がありまして、10.3、10.15というのがありますよね、計画高。要はこれが出入口から敷地内に入ったときに低くなる形で、開発地側がいわゆるコンクリートブロックに囲まれますので、そこへ水がたまるような構造となっておりまして、南側の端に柵があるので、そこに最終的に水がたまって、オーバーフローした分は側溝に流して出ていくことになっております。
		以上です。
3 番 委 員 (田口委員)		ただいま説明いただきまして、貯留施設に関してはちゃんと指導のほうがされているということで理解できました。今後ともぜひ、やはり予定しておりますことよりも想定外の雨の降り方があるかと思うますので、極力それでクリアということではなく、もう少し厳しい形での指導のほうをしていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。
議 長		ありがとうございます。
		ほかに質問ございますか。
全 員		なし。
議 長		質疑はないということですので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議 長		挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第2号議案の8番から12番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹		議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定
についての8番から12番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は資材重場です。転用理由
といたしまして、譲受人は昭和49年に市外に本店を置き、主に土木・
建築設計及び工事請負業を営む法人です。現在賃借している資材置場
に車両を含め資材を置いていましたが、搬入資材が増え、新たに資材
置場を設置するため土地を探していたところ、申請地は資材置場とし
て現在使用している所有地の隣地で、土地所有者の同意が得られたの
で、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりま
すが、十分な居住空間を確保できる住宅の建築を計画し土地を探して
いたところ、申請地近くには保育園や小学校があり子育ての環境も整
っており、祖父母の住まいにも程近く、今後お互い何かあったとき助
け合える場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだも
のです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由
といたしまして、借人は昭和19年に市外に本店を置き、主に貨物自動
車運送業を営む法人です。市内に営業所があり、大型車両を複数台使
用していますが、手狭で使い勝手が悪く、新たに駐車場の整備を計画
し土地を探していたところ、申請地は営業所にも程近く、土地所有者
の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
いたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に婚約者と子供1人、計
3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペ
ースの確保できる自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、
申請地は祖母と母親の住宅からも程近く、将来祖母や母親のサポ
ート等、お互い助け合える最適な場所で、土地所有者の同意が得られ
たので、申請に及んだものです。

議 長

3 番 委 員
(田 口 委 員)

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は資材置場（残土置場）です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和43年に市内に本店を置き、主に土木建築請負業を営む法人です。越谷市を中心に公共工事の受注をしています、工事により発生する残土を処理する専門業者の処理能力を発生する残土の量が上回り、保管する残土置場が不足している状態です。そのため、新たに残土を保管する資材置場を計画し土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、8番から9番について田口委員、10番から12番について石塚委員より願います。

それでは、8番及び9番について、田口委員より願います。

それでは、8番の件について説明いたします。

5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。東側には既にコンクリート土留めが設置されており、その他については南側出入口を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明いたします。同じく5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。南側及び西側については道路に接しており、東側及び北側には既にコンクリート土留めが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

以上2件、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたしま

議長

す。

ありがとうございました。

10番から12番について、石塚委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

10番の件について説明します。

(石塚委員)

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。西側の出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

11番の件についてご説明します。5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側には既存ブロックがあり、西側及び東側に新設コンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

12番の件について説明します。5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。道路のある西側を除き周囲に擁壁を設置し、西側出入口を除く周囲にフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議長

質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番及び2番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業

議
全
議

長
員
長

議

長

経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番及び2番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は908平方メートル、新規で、期間は3年です。

2番、面積は1,588平方メートル、新規で、期間は5年です。

以上2件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案の3番については、議事参与制限のある案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前10時36分）

議長

統括主幹

議長

全員

議長

議長

(●番 ●●委員退室：午前10時36分)

(再開時刻：午前10時37分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案の3番について、事務局から説明願います。

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の6ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての3番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

3番、面積は4,879平方メートル、新規で、期間は5年です。

本件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

		(休憩時刻：午前10時38分)
		(●番 ●●委員入室：午前10時38分)
		(再開時刻：午前10時39分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		続きまして、第4号議案 越谷市農政審議会委員の選出について、事務局より説明願います。
統括主幹		議案書の7ページを御覧ください。
		第4号議案 越谷市農政審議会委員の選出についてご説明いたします。本件につきましては、令和6年5月10日付で越谷市長から農業委員会に対して越谷市農政審議会委員5名の選出について依頼がありましたので、選出するものでございます。
		選出方法につきましては平成30年4月改正の越谷市農業委員会総会運営申合せ事項第5・①の規定により、会長及び地域のバランス、性別等を考慮して、担当地区に農用地が含まれている農業委員4名となっておりますことから、合計5名を当該委員に選出するものでございます。
		また、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第4条第1項第4号の審議会等への女性登用推進要綱の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図ることとなっております。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、事務局の説明のとおり、会長のほか、4名の委員を当該委員に選出することといたしますが、ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	この際、暫時休憩いたします。
		(休憩時刻：午前10時41分)
		(再開時刻：午前10時42分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 委 員
(田口委員)

議 長

全 員
議 長

全 員
議 長

統 括 主 幹

議 長
全 員
議 長

越谷市農政審議委員の選出について、ご意見はございませんか。

田口委員。

会長一任でよろしいかと考えます。

ありがとうございます。

会長一任との意見がありましたが、いかがでしょうか。

異議なし。

それでは、私から指名いたします。

会長のほか、荻島職務代理、三ツ木委員、白鳥委員、小林委員の4名の委員を越谷市農政審議会委員に選出したいと存じますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

異議なしとのことでございますので、会長と職務代理、三ツ木委員、白鳥委員、小林委員の計5名を越谷市農政審議会委員に選出することに決定いたします。

続きまして、第5号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について、事務局から説明願います。

議案書の8ページを御覧ください。

第5号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出についてご説明いたします。

越谷市都市計画審議会委員の選出につきましては、越谷市農業委員会総会運営申合せ事項第5・②の規定により、会長が委員になっておりますが、今般、前委員の会長の任期が令和6年4月26日で満了となったことから、新たに会長を当該委員に選出するものでございます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

なし。

ご意見はないということでございますので、事務局説明のとおり会長を当該委員に選出することに異議ございませんか。

全 員 議	員 長	異議なし。 異議なしということで、会長を当該委員に選出することに決定いたします。 続きまして、第6号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の9ページを御覧ください。 第6号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について説明します。 第6号議案別紙1ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で農業委員会の体制及び農家・農地の概要になっております。 続きまして、2ページ目を御覧ください。新規集積面積は3.03ヘクタールで、目標に対する達成率は100.1%でした。 2ページ目及び3ページ目を御覧ください。既存遊休農地面積は0.2ヘクタールで、目標に対する達成状況は7.7%でした。 3ページ目及び4ページ目を御覧ください。新規参入者への貸付面積は0ヘクタールで、目標に対する達成状況は0%でした。 4ページ目及び5ページ目を御覧ください。最適化活動の活動目標は、目標に対して期待どおりの結果が得られました。 事務の実施状況ですが、総会回数や農地法による許可件数は、6ページ目のとおりとなっております。 事務局からは以上です。
議	長	ただいま事務局より説明いたしました但、この件について質疑はございませんか。
全 員 議	員 長	なし。 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

統括主幹

続きまして報告でございます。

事務局より報告願います。

それでは、報告させていただきます。

議案書の10ページから11ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

議案書の12ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の13ページから14ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、14件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の15ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

局長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理

本日は大変ご苦労さまでした。気温が定まらない中、今日はすごく暑くなって30度を超えるというところがあるようですが、明日はまた平年並みという気温のアップダウンがあります。体に気をつけて、また来月の農業委員会に出席お願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

局長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。
(閉会時刻：午前10時50分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 5月24日

議 長

署名委員

署名委員